



平成 25 年 7 月 22 日

各 位

会 社 名 オリンパス株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 笹 宏行
(コード：7733、東証第1部)
問合せ先 広報・IR部長 百武 鉄雄
(TEL. 03-3340-2111(代))

発行新株式数の確定に関するお知らせ

平成 25 年 7 月 8 日開催の取締役会において決議いたしました、海外市場における新株式発行及び自己株式の処分に関し、引受会社に対して付与した追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の行使により発行される株式数が下記のとおり確定いたしましたので、お知らせいたします。

記

引受会社の権利の行使により発行される株式数 5,000,000 株

【ご参考】

1. 募集株式の種類及び数

(1) 海外市場における新株式発行

下記①及び②の合計による当社普通株式 37,000,000 株

① 引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式 32,000,000 株

② 引受会社に対して付与した追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の行使により発行される
当社普通株式 5,000,000 株

(2) 海外市場における自己株式の処分

当社普通株式 4,000,000 株

2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数 305,671,508 株 (平成 25 年 6 月 30 日現在)

海外市場における新株式発行による増加株式数 37,000,000 株

海外市場における新株式発行後の発行済株式総数 342,671,508 株

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の海外市場における新株式発行及び自己株式の処分に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。なお、本件においては国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定していません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載され、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定していません。

3. 今回の調達資金の使途

今回の海外市場における新株式発行及び自己株式の処分に係る手取概算額合計 112,603,360,000 円については、平成 25 年 8 月から平成 28 年 5 月までに 19,700,000,000 円を医療事業の主要製造拠点の生産能力増強、生産効率向上及び事業継続計画のための固定資産の取得に係る設備投資資金に、平成 25 年 8 月から平成 28 年 3 月までに 24,000,000,000 円を医療事業における新製品を中心とした販売促進に係る支出に、平成 25 年 8 月から平成 28 年 3 月までに 54,000,000,000 円を医療事業における研究開発資金に充当し、残額を平成 25 年 8 月から平成 26 年 3 月までに長期借入金の返済に充当する予定であります。なお、具体的な充当時期までは上記手取金を安全性の高い金融商品にて運用する予定であります。

詳細につきましては、平成 25 年 7 月 8 日に公表いたしました「海外市場における新株式発行及び自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の海外市場における新株式発行及び自己株式の処分に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。なお、本件においては国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載され、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。